

運賃及び料金の適用方

令和 6 年国土交通省告示第 209 号／関東運輸局

株式会社マルホ運輸

本書は距離制運賃表（別紙 A）、時間制運賃表（別紙 B）と一体で適用する。

第 1 適用する運賃

一般貨物自動車運送事業における貸切運送の運賃は、別紙 A の距離制運賃又は別紙 B の時間制運賃を適用する。採用する運賃額は関東運輸局の令和 6 年告示の標準的な運賃とする。

第 2 運賃割増率（速達割増等）

- (1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望する場合：2 割
- (2) 有料道路の利用が認められない場合：有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について：2 割以上

第 3 休日・深夜早朝割増

休日割増：日曜祝祭日に運送した距離に限り 2 割。深夜・早朝割増：午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離に限り 2 割。

第 4 待機時間料

適用区分	小型車（2t）	中型車（4t）	大型車（10t）
30 分を超える場合、30 分までごと	1,680	1,760	1,890
積込・取卸時間と併せて 2 時間超の場合、30 分までごと	2,010	2,110	2,270

第 5 積込料・取卸料

適用区分	小型車（2t）	中型車（4t）	大型車（10t）
30 分までごと：フォークリフト又は車載クレーン	2,080	2,180	2,340
30 分までごと：手積み	2,000	2,100	2,260
待機時間と併せて 2 時間超：フォークリフト又は車載クレーン／30 分までごと	2,490	2,610	2,810
待機時間と併せて 2 時間超：手積み／30 分までごと	2,400	2,520	2,710

附帯業務料：附帯業務を行った場合は運賃とは別に実費として収受する。

第 6 利用運送手数料・有料道路利用料

利用運送手数料は運賃の 10% を当該運賃とは別に収受する。有料道路を利用した区間の料金は別に定めるところにより収受する。

第7 その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合は、運賃とは別に実費として収受する。

第8 燃料サーチャージ

基準価格：120.00 円/L。改定の刻み幅：5.00 円/L。軽油価格が 5.00 円/L の幅で変動した時点で翌月から改定し、120.00 円/L を下回った時点で翌月から廃止する。

距離制：走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)。

時間制：平均走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)。

算出上の代表価格は 5 円幅の中間値とし、燃料価格上昇額は代表価格－120 円/L。205 円/L 超も 5 円幅で同様に計算する。

調達軽油価格	算出上の代表価格	算出上の上昇額
120.00 円/L 以下	廃止	－
120.00 超～125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L
125.00 超～130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L
130.00 超～135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L
135.00 超～140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L
140.00 超～145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L
145.00 超～150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L
150.00 超～155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L
155.00 超～160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L
160.00 超～165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L
165.00 超～170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L
170.00 超～175.00 円/L	172.50 円/L	52.50 円/L
175.00 超～180.00 円/L	177.50 円/L	57.50 円/L
180.00 超～185.00 円/L	182.50 円/L	62.50 円/L
185.00 超～190.00 円/L	187.50 円/L	67.50 円/L
190.00 超～195.00 円/L	192.50 円/L	72.50 円/L
195.00 超～200.00 円/L	197.50 円/L	77.50 円/L
200.00 超～205.00 円/L	202.50 円/L	82.50 円/L

サーチャージ算出用車両燃費（各事業者で設定）：小型車 [7.5] km/L、中型車 [6.5] km/L、大型車 [3.5] km/L

車種	8 時間制の平均走行距離	4 時間制の平均走行距離
小型車（2t）	100km	50km
中型車（4t）	130km	60km
大型車（10t）	130km	60km

端数処理：燃料サーチャージ額の円未満は切り上げる。

第9 その他

本書及び別紙 A・B に記載のない取扱いは、運送契約及び適用する運送約款等に従う。

別紙 A 距離制運賃表

令和 6 年国土交通省告示第 209 号／関東運輸局

株式会社マルホ運輸

適用地域：関東運輸局の標準的な運賃を採用。単位：円。

キロ程	小型車（2t）	中型車（4t）	大型車（10t）
10km	15,790	18,190	23,060
20km	17,710	20,430	26,110
30km	19,630	22,660	29,160
40km	21,550	24,890	32,200
50km	23,480	27,130	35,250
60km	25,400	29,360	38,300
70km	27,320	31,590	41,340
80km	29,240	33,830	44,390
90km	31,160	36,060	47,440
100km	33,080	38,290	50,480
110km	35,010	40,500	53,450
120km	36,930	42,710	56,410
130km	38,850	44,920	59,370
140km	40,770	47,120	62,330
150km	42,690	49,330	65,300
160km	44,620	51,540	68,260
170km	46,540	53,740	71,220
180km	48,460	55,950	74,190
190km	50,380	58,160	77,150
200km	52,300	60,360	80,110
200km 超～500km： 20km 増すごとの加算額	3,830	4,380	5,850
500km 超：50km 増すご との加算額	9,580	10,950	14,620

別紙 B 時間制運賃表

令和 6 年国土交通省告示第 209 号／関東運輸局

株式会社マルホ運輸

適用地域：関東運輸局の標準的な運賃を採用。単位：円。

区分	小型車 (2t)	中型車 (4t)	大型車 (10t)
8 時間制 基礎額 (小型 100km、その他 130km)	39,380	46,640	60,090
4 時間制 基礎額 (小型 50km、その他 60km)	23,630	27,980	36,050
基礎走行キロ超過：10km ごと加算	350	410	630
基礎作業時間超過：1 時間ごと加算	3,710	3,890	4,180

4 時間制で午前から午後にわたる場合、基礎作業時間超過の加算額は正午から起算した時間により計算する。